

# 職員と児童生徒等との連絡手段の適切な取扱いに関する規程

余市養護学校しりべし学園分校

## 第1条 連絡手段に関わる基本的な考え方

この規程は、学校や職員が児童生徒や保護者から電話番号や電子メールアドレス等(以下「電話番号等」という。)を取得するに当たって、入手、利用、管理に関する必要な事項を定め、個人情報等を厳正に取り扱うことを目的とする。

- 2 職員が児童生徒に対して授業や学校安全上の指導事項等に関わる連絡を行うに当たり、携帯電話や電子メールを活用することは有効かつ利便な手段であり、適切な管理の下に電話番号等を取得し、利用するものとする。

## 第2条 電話番号等の取得、提供

職員が個人的に児童生徒から電話番号等を取得すること及び職員が生徒に対して、自己の電話番号等を提供することは、原則、禁止とする。

- 2 職員が、やむを得ず児童生徒から電話番号等を取得する際は、次の目的に限る。また、職員が児童生徒に対して、やむを得ず自己の電話番号等を提供する際も同様とする。
  - (1)授業について緊急の連絡を要する場合
  - (2)課外活動等について緊急の連絡を要する場合
  - (3)学校安全上の緊急連絡を行う場合
  - (4)その他、校務運営上必要な場合
- 3 職員がやむを得ず児童生徒の電話番号等を取得する場合は、次のことを明らかにし、所定の手続き(別記様式1)のもと管理職の許可を得る。
  - (1)児童生徒から電話番号等を取得する目的
  - (2)児童生徒から取得する情報の種類、私用範囲
- 4 電話番号等を取得する場合は、保護者の了解を得て行う。

## 第3条 電話番号等の利用

情報利用期間を経過した児童生徒の電話番号等、使用しなくなった保護者の電話番号等は、携帯電話から直ちに削除する。

- 2 職員と児童生徒との間で、電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS等(以下「メール等」という。)を用いた私的な連絡等を行わないものとする。
- 3 児童生徒から、メール等を利用して個人的(私的)な悩みなどの相談があった場合は、メール等でのやりとりは行わず、複数の職員により直接面談するなど、適切な対応を行う。また、保護者からの個人的(私的)な悩みなどの相談の場合についても可能な限り複数の職員により適切に対応し、管理職に内容を報告する。

## [ 附 則 ]

- 1 本規程は、平成27年6月30日から施行する。